

昭和五十年農林省令第二十三号

山村振興法第十七条の農林漁業の経営改善
又は振興のための計画に関する省令
山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十
三条の規定に基づき、及び同条の規定を実施する
ため、山村振興法第十三条の農林漁業経営改善計
画に関する省令を次のように定める。

(経営改善計画の記載事項)

第一条 山村振興法(以下「法」という。)第十

七条の農林漁業の経営改善のための計画(以下
「経営改善計画」という。)には、次に掲げる事
項を記載しなければならない。

農林漁業経営の状況

二 資産及び負債の状況

三 収入及び支出の状況

四 当該振興山村の自然的経済的条件に適応す
る経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図
るために必要な改善措置

五 前号の改善措置に必要な資金で株式会社日
本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七
号)別表第五の第五号に掲げる資金に該当す
るもの(以下「経営改善資金」という。)の額
並びにその貸付けを受けた場合における貸
付金の使用計画及び償還計画

六 第四号の改善措置に必要な資金で経営改善
資金以外のものの額及び調達方法

七 経営改善資金以外の資金の貸付けを受けて
いる場合は、その貸付金の償還計画

(振興計画の記載事項)

**第二条 法第十七条の農林漁業の振興のための計
画(以下「振興計画」という。)には、次に掲
げる事項を記載しなければならない。**

事業の状況

二 資産及び負債の状況

三 収入及び支出の状況

四 当該振興山村の自然的経済的条件に応ずる
農林漁業の振興を図るために必要な措置

五 前号の措置に必要な資金で株式会社日本政
策金融公庫法別表第五の第五号に掲げる資金
に該当するもの(以下「振興資金」という。)
の額並びにその貸付けを受けた場合における
貸付金の使用計画及び償還計画

六 第四号の措置に必要な資金で振興資金以外
のものの額及び調達方法

七 振興資金以外の資金の貸付けを受けている
(認定の基準)

第三条 法第十七条の農林水産省令で定める基準
は、次のとおりとする。

一 経営改善計画に記載された第一条第四号の
改善措置が当該振興山村の自然的経済的条件
に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の
確立を図るために必要かつ適当なものである
こと又は振興計画に記載された前条第四号の
措置が当該振興山村の自然的経済的条件に応
ずる農林漁業の振興を図るために必要かつ適
当なものであること。

二 経営改善計画又は振興計画が適正に作成さ
れており、かつ、当該経営改善計画又は当該
振興計画を作成した者がこれを達成する見込
みが確実であること。

三 経営改善計画又は振興計画を作成した者が
当該経営改善計画又は当該振興計画を達成す
るために、経営改善資金又は振興資金の貸
付けを受けることが必要であつて他に適当な
方法がないこと。

**第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施
行する。(施行期日)**

**附 則 (平成二〇年九月三〇日農林水産
省令第六〇号)抄**

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第
四九号)抄**

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和六〇年八月三日農林水産省
令第三九号)**

**第一条 この省令は、公布の日から施行し、改正後の
山村振興法第十三条の農林漁業経営改善計画に
関する省令第一条第五号の規定は、昭和六十年
七月一日から適用する。**

**附 則 (平成二年三月三一日農林水産省
令第一二号)**

**第一条 この省令は、平成二年四月一日から施行す
る。**

**附 則 (平成二年三月三〇日農林水産省
令第一三号)**

**第一条 この省令は、平成三年四月一日から施行す
る。**

**附 則 (平成二年一月三一日農林水産
省令第五五号)**

**第一条 この省令は、平成二年四月一日から施
行する。**

**附 則 (平成二四年六月二八日農林水產
省令第五五号)**

**第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施
行する。**

**附 則 (平成一四年六月二八日農林水產
省令第五五号)**

**第一条 この省令は、平成三年四月一日から施行す
る。**

**附 則 (平成二四年六月二八日農林水產
省令第五五号)**

**第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施
行する。**

**附 則 (平成二四年六月二八日農林水產
省令第五五号)**

**第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施
行する。**